

ノルウェー

意匠規則

2003年4月4日勅令
2010年7月1日最終改正
2011年2月23日更新

目次

第1章 意匠登録出願

- 第1条 方式要件
- 第2条 言語要件
- 第3条 願書の内容
- 第3a条 通信宛先
- 第4条 製品の指定及び類
- 第5条 表示及び見本
- 第6条 出願日

第2章 優先権

- 第7条 出願に基づく優先権
- 第8条 出願に基づく優先権の基礎
- 第9条 優先権に関する国際協定
- 第10条 展示に基づく優先権
- 第11条 複数意匠についての出願(共通登録)
- 第12条 優先権主張の取下

第3章 出願の処理

- 第13条 標準的審査
- 第14条 補充審査
- 第15条 出願処理中の異議申立
- 第16条 部分的拒絶及び修正形態での登録

第4章 出願又は登録の分離、分割及び統合

- 第16a条 新規出願による意匠の分離
- 第17条 出願の分割
- 第18条 登録の分割
- 第19条 分割された出願及び登録の統合

第5章 登録と公告

- 第20条 意匠登録簿
- 第21条 国際意匠登録
- 第22条 国内の登録、更新及び終了の公告

- 第 23 条 国際登録，更新及び終了の公告
- 第 24 条 行政審理の公告
- 第 25 条 その他の公告

第 6 章 行政審理と審判請求

- 第 26 条 行政審理
- 第 27 条 大臣による審理請求
- 第 28 条 部分的無効
- 第 29 条 (削除)

第 7 章 雑則

- 第 30 条 登録後の言語要件及び通信宛先
- 第 31 条 意匠法第 34 条による抹消請求
- 第 32 条 登録の更新
- 第 33 条 書類の形式，提出期間，期限及び手数料
- 第 34 条 (削除)
- 第 35 条 見本の保管

第 8 章 国際意匠登録

- 第 36 条 国際意匠登録出願
- 第 37 条 国際意匠登録のノルウェーでの発効請求の処理
- 第 38 条 職権による取消
- 第 39 条 (削除)

第 9 章 最終規定

- 第 40 条 他の規則の廃止
- 第 41 条 施行日及び経過規定

第1章 意匠登録出願

第1条 方式要件

意匠登録出願は、特定の様式により行うものとする。

その様式及び添付書類の提出は、活字体を用いて行わなければならない。

第2条 言語要件

願書はノルウェー語で作成されなければならない。添付書類その他の出願関係書類は、ノルウェー語、オランダ語、スウェーデン語又は英語で作成されなければならない。

願書その他の書類が第1段落に規定する以外の言語で作成されている場合は、ノルウェー工業所有権庁は、翻訳文を同庁の定める期限内に提出するよう要求することができる。同庁は、その翻訳文を国家認定翻訳者によって認定するよう要求することができる。

ノルウェー工業所有権庁は、個々の出願について、第1段落にいう以外の言語を承認することができる。

第3条 願書の内容

願書は、出願人又はその代理人が署名し、かつ次の情報を含まなければならない。

1. 出願人の名称若しくは商号及び住所、並びに存在する場合は代理人の名称若しくは商号及び住所
2. デザイナー(创作者)の名称、デザイナー集団の名称若しくは商号及び住所
3. 意匠法第16条による優先権主張の有無の情報
4. 出願人による意匠法第18条第2段落による登録据え置き要請の有無、及び要請の場合はその期間の指示

願書には更に、第4条及び第5条にいう情報が含まれなければならない。

第3a条 通信宛先

願書に別段の陳述がない場合は、第3条1.により指定された住所が意匠法第49条による経過等の通知及び送達の宛先である。出願人が代理人を任命している場合は、委任状が授権する限りで、その代理人の住所が当該宛先である。出願人又は代理人が複数存在する場合は、別段の陳述がない限り、最初に言及された住所が通信宛先である。出願人は、いつでも新しい通信宛先を指定することができる。

第4条 製品の指定及び類

願書においては、出願意匠の対象製品が工業意匠のための国際分類を制定する1968年10月8日のロカルノ協定による類及び副類の何れに属するかをノルウェー工業所有権庁が判断できるように、1若しくは複数の対象製品を正確に特定しなければならない。ロカルノ協定による類及び副類は、願書に指定しなければならないが、この指定は同庁を拘束しない。

第5条 表示及び見本

意匠を正確に描いた表示は、出願時の願書に添付するものとする。見本を提出することもできる。「表示」とは、写真、図面その他電子手段による記録、保存及び複製に適した図表的表

現を意味する。技術図面は受理されない。表示の寸法は1辺が3cm以上でなければならないが、A4版の大きさを超えてはならない。また、各表示は、周囲に少なくとも5mmの余白を取らなければならない。

表示は意匠の適用対象である製品若しくは製品の部分のみを描くものでなければならない。色彩意匠の登録を出願する場合は、表示及び見本も色彩付きでなければならない。

出願が動態意匠に関する場合は、ノルウェー工業所有権庁は、適した媒体に記憶された意匠及び該当する場合はその見本の提出を要求することができる。

出願が複数の意匠(意匠法第15条参照)に関する場合は、各別の表示及び該当する場合は見本を各意匠について提出しなければならない。表示には、その適用対象である意匠が明確に指示されるように続き番号を付すものとする。各意匠に対して2以上の表示を提出する場合は、各意匠に対して主番号に付加番号を付加するものとする(1.1, 1.2, 1.3等)。

必要と認める場合は、ノルウェー工業所有権庁は、出願人に見本を提出するよう求めることができる。見本は、耐久性のある無害の材料で作成しなければならないが、30cm以下の寸法にし、4kgの重量を超えてはならない。

ノルウェー工業所有権庁は、表示についての更なる要件を公布することができ、送信方法及び記憶形式に関する更なる指示を出すことができる。

第6条 出願日

出願が第2条、第3条及び第4条に定める要件を遵守していない場合においても、出願がその後訂正され又は要件に従うように提出された(意匠法第19条参照)ときは、当該出願はされたものとみなされる。

願書に表示も又は該当する場合は見本も添付されていない場合は、願書に意匠法第16条第1段落に規定する要件(本規則第7条から第9条まで参照)を遵守する優先権の主張が記載されている場合に限り、当該出願はされたものとみなされる。

第2章 優先権

第7条 出願に基づく優先権

出願人は、最初の意匠登録出願若しくは当該意匠を表示する実用新案保護出願に基づいて意匠法第16条第1段落による優先権を主張することができるが、ただし、この出願が工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約又は1994年4月15日の世界貿易機関設立協定(WTO 設立協定)の締約国において行われたか又は政府間組織において当該締約国について行われたことを条件とする。

優先権主張は、ノルウェー工業所有権庁への出願時に願書に記載しなければならない。当日後に優先権を主張することはできない。1意匠については1優先権のみを主張することができる。

この主張には、言及される出願をした意匠当局、出願日及び出願番号を陳述しなければならない。その主張にこれらの情報が伴わない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、それらの情報を提出するために1月の期限を出願人に与えることができる。この期限が遵守されない場合は、優先権は失われる。

ノルウェー工業所有権庁は、優先権を主張する者に対して、同庁が要求してから3月以内に優先権の証拠を提出するよう求めることができる。優先権の証拠は、第3段落にいう情報、出願人の名称及び願書の写しを含みかつ当該出願がされた意匠当局により認証されたものでなければならない。

第8条 出願に基づく優先権の基礎

ある出願を意匠法第16条第1段落による優先権の基礎とするためには、それが当該意匠を特定した最初の出願でなければならない。

当該意匠を明記する後続出願であっても、次の場合は優先権の基礎とすることができる。

1. その出願が最初の出願と同一の地で同一の出願人又はその権原承継人によってされた場合
2. 当該後続出願がされた時に当該意匠が公衆の利用に供されることなく最初の出願が取下、放棄又は拒絶されている場合
3. 最初の出願が如何なる優先権主張の基礎にもなっていない場合、及び
4. 最初の出願が確立された如何なる権利の基礎にもなっていない場合

第9条 優先権に関する国際協定

ノルウェー工業所有権庁は、パリ条約又はWTO 設立協定の締約国でない国においてされた出願であっても、その国がノルウェーでされた意匠出願に基づいて優先権を付与している場合は、当該出願に基づいて意匠法第16条第1段落による優先権を付与することができる。

第7条及び第8条は、本条による優先権に準用する。

第10条 展示に基づく優先権

出願人は、当該意匠が1928年11月22日の国際博覧会に関する条約にいう公式又は公認の博覧会において展示されていた場合は、意匠法第16条第2段落による優先権を主張することができる。第7条第2段落を準用する。

優先権主張には、当該意匠が最初に展示された博覧会の名称、その博覧会が開催された国及びその博覧会での当該意匠の最初の展示日が陳述されなければならない。優先権主張にそれらの情報が伴わない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、それを提出するための 1 月の期限を出願人に与えるものとする。この期限が遵守されない場合は、優先権は失われる。

ノルウェー工業所有権庁は、優先権を主張する者に対して、同庁が要求を出してから 3 月以内に優先権の証拠を提出するよう求めることができる。意匠が展示された博覧会が国際的なものであることを陳述しかつ当該意匠の最初の展示日を示す当該博覧会の責任管理者による宣言書は、優先権の証拠として受け入れられるものとする。

第 11 条 複数意匠についての出願(共通登録)

出願が複数意匠(意匠法第 15 条参照)に関するものである場合は、出願人は、その内の 1 若しくは複数の意匠について優先権を主張することができる。

優先権主張は、1 若しくは複数の先の出願に基づいて行うことができる。これは、当該複数の出願が異なる国に出願された場合にも適用される。

第 12 条 優先権主張の取下

優先権主張は、登録出願に対する決定が下されるまではノルウェー工業所有権庁への書面による通知によって取り下げることができる。

第3章 出願の処理

第13条 標準的審査

登録の通知において、ノルウェー工業所有権庁は、意匠法第17条第1段落により同庁が審査した事項を名義人に通知する。

第14条 補充審査

出願人の請求を受けた場合は、ノルウェー工業所有権庁は、意匠出願の補充審査(意匠法第17条第2段落参照)を行うものとする。

補充審査の請求は、ノルウェー工業所有権庁への出願の際に願書に記載しなければならない。出願が複数の意匠に関する場合は、願書に別段の記載をしていない限り、補充審査は、出願対象であるすべての意匠について行われるものとする。

補充審査において、ノルウェー工業所有権庁は、意匠法第3条から第5条まで、第7条第2段落及び第8条により意匠権の付与を妨げるような要素を審査する。この際、同庁は、次の事項を調査する。

1. ノルウェーにおいて登録出願され若しくはされたことのある又は登録され若しくはされたことのある意匠
2. ノルウェーに又はノルウェーを指定して出願され若しくはされたことのある国際登録
3. 意匠法第7条第3段落(1)により意匠権の付与を妨げるような商標

ノルウェー工業所有権庁が意匠の保護に関して重要であるその他の事項を認識した場合は、それらも審査される。

ノルウェー工業所有権庁は、意匠権に関する要件が遵守されているか否かの疑義に注意させることなく、審査の結果を出願人に通知する。

第15条 出願処理中の異議申立

ノルウェー工業所有権庁が意匠の登録前に出願処理にとって意義のある異議申立を受けた場合は、同庁は、この旨を出願人に通知する。

意匠の登録に対する異議申立によって、当事者に権利が付与されることはない。異議申立が認容されない場合は、異議申立人は、行政審理を請求することができる旨を通知されるものとする。

第16条 部分的拒絶及び修正形態での登録

出願が複数の意匠を含んでおりかつその内の一部の意匠が意匠法第17条第1段落による登録要件を遵守していない場合は、それらの意匠は、本規則第17条による分離出願の対象とするか又は出願から取り下げなければならない。出願人が何れの措置も取らない場合は、当該出願は全部を拒絶される。

ある意匠が意匠法第14条による修正された形態での登録を受けることができるとノルウェー工業所有権庁が認定する場合は、同庁は、その旨を出願人に通知し、修正された形態での意匠の表示を提出するための2月の期限を出願人に与えるものとする。

第4章 出願又は登録の分離、分割及び統合

第16a条 新規出願による意匠の分離

意匠権出願中の原表示において見られた以外の意匠を示す表示が提出された場合(意匠法第14条参照)は、出願人は、新規の独立出願による当該意匠の分離を請求することができる。

出願人は、分離請求と共に新規出願様式を提出し、原出願の出願番号を陳述し、意匠の表示を付さなければならない。第3条から第5条までの規定を準用する。新規出願には所定の手数料を納付しなければならない。

第1段落及び第2段落に規定する要件が遵守されない場合は、分離請求は、拒絶される。意匠法第19条を準用する。

分離が実行された場合は、出願人は、新規出願の出願番号を陳述したその旨の通知を受ける。新規出願は、当該意匠の表示が原出願について提出された日に提出されたものとみなす。

第17条 出願の分割

出願が複数の意匠を含んでいる場合は、出願人は、当該出願の2以上の出願への分割を請求することができる。

分割請求には原出願の出願番号並びに原出願及び各新規出願に含まれる意匠を陳述しなければならない。出願人は、新規出願様式を提出し、各新規出願の表示を付さなければならない。第3条から第5条までの規定を準用する。新規出願には所定の手数料を納付しなければならない。新規出願は分割出願として言及される。

分割出願は、原出願が最終決定されるまでに提出しなければならない。分割出願は、分割前の原出願に含まれていない意匠を含むことはできない。分割出願は、原出願又は他の分割出願と同一の意匠を含んではならない。

第1段落から第3段落までに規定する要件が遵守されない場合は、分割請求は拒絶される。意匠法第19条を準用する。

分割が実行された場合は、出願人は、分割出願の出願番号を陳述したその旨の通知を受ける。原出願の出願番号は維持される。各分割出願には新規の出願番号が付与される。分割出願には原出願と同一の出願日が付与され、個々の意匠は、各その原優先権を維持する。分割の実行まで及び分割の実行を含めて原出願に付されていた書類は、分割出願の添付書類とみなされる。

第18条 登録の分割

登録が複数の意匠を含んでいる場合は、その所有者は、ノルウェー工業所有権庁に対して当該登録の2以上の登録への分割を請求することができる。

分割請求には原登録の番号並びに原登録及び各新規登録に含まれる意匠を陳述しなければならない。新規登録には所定の手数料を納付しなければならない。新規登録は分割登録として言及される。

第1段落から第3段落までに規定する要件が遵守されない場合は、分割請求は拒絶される。意匠法第19条を準用する。

分割が実行された場合は、意匠所有者は、分割登録の登録番号を陳述したその旨の通知を受ける。原登録の登録番号は維持される。各分割登録には新規の登録番号が付与される。分割

登録には原登録と同一の出願日が付与され、個々の意匠は、各その原優先権を維持する。分割の実行まで及び分割の実行を含めて原登録に付されていた書類は、分割登録の添付書類とみなされる。

第 19 条 分割された出願及び登録の統合

出願人は、従前にノルウェー工業所有権庁に同日に行った複数の分割出願(第 17 条参照)を同庁が統合するよう請求することができる。ただし、当該意匠が工業意匠の国際分類に関する 1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定(ロカルノ協定)に従う同一の類に属することを条件とする。この請求には、統合を求める出願の出願番号及び統合される出願に含まれる意匠を陳述するものとする。部分的な統合請求の場合は、出願人は、移されて出願に含まれる意匠を陳述しなければならない。所定の手数料を納付しなければならない。本段落に規定する要件が遵守されない場合は、統合請求は拒絶される。意匠法第 19 条を準用する。

原出願を含め、従前に分割された出願の統合の場合は、原出願番号を有する出願が常に継続される。

完全な又は部分的な統合が実行された場合は、出願人は、当該統合及び統合された出願の出願番号を通知される。

所有者は、ノルウェー工業所有権庁に対して、従前に分割した登録(第 18 条参照)を統合するよう請求することができるが、それらの出願が同庁に同日に行われていることを条件とする。ただし、当該意匠がロカルノ協定に従う同一の類に属することを条件とする。第 2 段落から第 4 段落までの規定を準用する。

第5章 登録と公告

第20条 意匠登録簿

ノルウェー工業所有権庁は、意匠登録出願と意匠登録についての登録簿（「意匠登録簿」）を維持する。ノルウェーを指定する国際意匠登録には第21条を適用する。意匠登録簿に含まれる情報は、公衆の利用に供されるものとする。登録簿には出願及び登録についての次の情報が含まれる。

1. 出願人の名称若しくは商号及び住所
2. 存在する場合の代理人の名称若しくは商号及び住所
3. 存在する場合の特に陳述された通信宛先(第3a条及び意匠法第49条参照)
4. デザイナーの名称、デザイナー集団の名称若しくは商号及び住所
5. 出願日及び出願番号
6. 優先権主張の有無、並びに該当する場合は優先権主張の根拠及び第2章にいう情報
7. 意匠の色彩の有無を含む表示
8. 見本の提出の有無
9. 複数意匠登録の届
10. 意匠適用対象の1若しくは複数の製品及びそれら製品のロカルノ協定による1若しくは複数の分類の指定
11. 出願日、登録番号及び公告日
12. 登録期間の満了日
13. 分割出願又は分離出願の有無、並びに該当する場合は原出願の出願番号
14. 分割登録の有無、並びに該当する場合は原登録の登録番号
15. 出願又は登録の分割又は分離による新規出願又は登録の有無、並びに該当する場合は新規出願又は登録の番号
16. 出願又は登録の他の出願又は登録との統合の有無、並びに該当する場合は原出願又は原登録の出願又は登録番号及び出願日
17. 出願人による公告据え置き請求の有無
18. 意匠を開示する書類が意匠法第21条により公衆の利用に供されるようになった日
19. 事件における書類の出し入れ
20. 納付手数料、未納付手数料及び該当する場合は還付手数料
21. 事件において出されたその他の決定及び事件の状態
22. 意匠法第24条による意匠更新の有無及び更新手数料納付の有無
23. 意匠法第33条又は第34条による取消日
24. 期限不遵守に起因する権利回復請求及びその請求についての決定の有無(意匠法第50条参照)
25. 行政審理請求及び当該事件における決定の有無(意匠法第25条参照)
26. 意匠法第36条による審判部への審判請求の有無
27. 意匠法第39条による訴訟提起の有無
28. 意匠法第25条による登録無効又は移転の訴訟提起及び当該時事件における裁判所の最終判決時での結果の有無
29. 代理人変更の場合の新代理人

30. 意匠に関する又は意匠の差押
31. 移転又はライセンスの有無
32. 所有者、ライセンシー又は代理人の名称、商号又は住所変更の有無

上記 29.、31. 及び 32. のよる変更の通知は、ノルウェー工業所有権庁が設定した特定の様式により提出しなければならない。

第 21 条 国際意匠登録

ノルウェーを指定する国際意匠登録は、第 20 条にいう登録簿に記録される。登録簿中の情報は、公衆の利用に供される。

登録簿は、国際登録に関する次の情報を含むものとする。

1. 国際登録番号
2. 所有者の名称若しくは商号及び住所
3. デザイナーの情報が国際登録に存在する場合は、デザイナーについての情報
4. 存在する場合の代理人の名称若しくは商号及び住所
5. 存在する場合の特に陳述された通信宛先(第 3a 条及び意匠法第 49 条参照)
6. 国際登録日及び国際意匠公報での公告日
7. 優先権主張の有無、並びに該当する場合は当該先の出願の提出先及び出願日と出願番号
8. ノルウェーにおける効力に関する決定日及びその決定の公告日
9. 意匠の色彩の有無を含む表示
10. 意匠適用対象の 1 若しくは複数の製品及びそれら製品のロカルノ協定による 1 若しくは複数の分類の英語による指定
11. 複数意匠登録の届
12. 登録更新の有無
13. 登録又は更新期間の満了日
14. 登録抹消又は満了の有無及びその日付
15. ノルウェーについて効力を有する国際意匠登録に関して国際事務局から受けたその他の情報であって、ノルウェーでの意匠についての権利又は意匠の保護にとって重要であるもの
16. 第 20 条第 2 段落 19.、21. 及び 29. から 32. までにいう情報

第 22 条 国内の登録、更新及び終了の公告

意匠法第 18 条による意匠登録公告には、第 20 条第 2 段落 1. から 16. まで、18. 及び 19. にいう情報を含める。

意匠法第 24 条による更新の公告には、第 20 条第 2 段落 1. から 5. までにいう情報及び更新期間の満了日を含める。

登録の終了は公告される。その公告には、第 20 条第 2 段落 1. から 5. までにいう情報及び登録失効の旨とその失効日を含める。

第 23 条 国際登録、更新及び終了の公告

意匠法第 57 条第 4 段落による国際意匠登録の公告には、第 21 条第 2 段落 1. から 10. まで及び 13. にいう情報並びにノルウェー意匠公報での公告日を含める。

意匠法第 58 条第 3 段落による国際意匠登録の更新公告には第 21 条第 2 段落 1. から 5. までに

いう情報及び更新期間の満了日を含める。

意匠法第 59 条による国際意匠登録の公告には、第 21 条第 2 段落 1. から 5. までにいう情報及び登録失効の旨とその失効日を含める。

第 24 条 行政審理の公告

意匠法第 27 条による行政審理請求の公告には、次のものを含める。

1. 第 20 条第 2 段落 1. から 3. まで、10. 及び 11. にいう情報
2. 行政審理の請求当事者の名称若しくは商号及び住所、並びに存在する場合は代理人の名称若しくは商号及び住所、更には意匠法第 30 条第 2 段落による特に陳述された通信宛先(第 3a 条参照)
3. 行政審理の請求日

行政審理事件における最終決定の公告(意匠法第 35 条参照)には、次のものを含める。

1. 第 1 段落にいう情報
2. 行政審理の結果についての情報
3. 最終決定日

第 25 条 その他の公告

意匠法第 50 条による公告には、次のものを含める。

1. 期限不遵守の根拠情報及びその不遵守は効力がない旨の決定情報
2. 第 20 条第 2 段落 1. 及び 5. 又は 11. にいう情報

ノルウェー工業所有権庁は、次のものも公告するものとする。

1. 意匠法第 31 条による継続実施の権利であって、意匠登録番号、その所有者についての情報及び継続実施の権利を有する当事者についての情報を陳述しているもの
2. 意匠法第 33 条による登録の取消及び意匠法第 34 条による登録の抹消
3. 無効又は移転に関する訴訟及び当該事件における最終判決
4. 意匠法第 39 条による訴訟及び当該事件における最終判決
5. 登録の統合であって、分離登録の番号及び新規登録番号を陳述しているもの
6. 移転の通知
7. ライセンスの通知
8. 出願人、所有者又はライセンシーの名称若しくは商号及び住所並びに存在する場合は特に陳述された通信宛先の変更通知
9. 代理人の任命、変更又は解任の通知
10. 意匠に関する及び意匠の差押

第6章 行政審理と審判請求

第26条 行政審理

行政審理の請求書には、意匠法第27条第1段落にいう情報を含め、かつ存在する場合は代理人の名称若しくは商号及び住所も含める。第3a条を行政審理の請求人との通信(意匠法第49条参照)に準用する。

行政審理請求が取り下げられた場合においては、所有者が請求の取下後2月以内にこれを通知されたときは、その事件の処理は、意匠法第27条第5段落によってのみ継続することができる。

第27条 大臣による審理請求

外務大臣は、司法大臣が行うことのできる国の管理及び保証の標章に関する行政審理の請求を除き、意匠法第26条第2段落(3)による行政審理を請求することができる。

第28条 部分的無効

登録が複数の意匠を含みかつその一部が意匠法第17条第1段落による登録要件を遵守していない場合は、それら意匠は、本規則第18条により異なる登録に分割するか又は登録を取り下げなければならない。出願人がこの要求に従わない場合は、出願は全部を無効とされる。

登録意匠が意匠法第28条により修正された形態で維持可能な場合は、第16条第2段落を準用する。

第29条 (削除)

第7章 雑則

第30条 登録後の言語要件及び通信宛先

行政審理、移転又は審判請求等に関する事件における書類を含め、意匠登録に関する書類は、ノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語によらなければならない。これは、第37条第2段落による新たな審査に関する事件における書類を含め、国際事務局以外からの国際登録に関する書類にも適用する。書類が他の言語による場合は、ノルウェー工業所有権庁は、ノルウェー語への翻訳文を同庁が設定する期限内に提出するよう要求することができる。第6条第2段落第2文及び第3段落を準用する。

第3a条を国内又は国際の意匠登録所有者との通信に準用する。

第31条 意匠法第34条による抹消請求

意匠所有者からの第34条第1段落による登録抹消請求は、ノルウェー工業所有権庁に提出しなければならない。意匠所有者又はその代理人による署名がされていなければならない。請求書には、登録番号及び該当する場合は登録における抹消請求の対象である意匠を陳述しなければならない。第3条第2段落を準用する。

第32条 登録の更新

ノルウェー工業所有権庁は、登録満了前1年以内に意匠法第24条第1段落による期限を意匠所有者に通知しなければならない。当該通知がない場合は、当該所有者は、当該期限到来後の更新を請求することができない。

更新請求が意匠法第24条規定の要件を満たさない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、その所有者に対して不備の訂正のための合理的な期限を与える。設定期限内に不備が訂正されない場合は、請求は却下される。

登録が更新されたときは、ノルウェー工業所有権庁は、これを所有者に通知する。

第33条 書類の形式、提出期間、期限及び手数料

出願その他の書類は、ノルウェー工業所有権庁への手数料等に関する本規則によって紙により又は電子的に提出することができる。

期限、手数料及び期限中断を以って書類が提出されたものとみなされる時に関する規定は、ノルウェー工業所有権庁への手数料等に関する本規則に規定する。

第34条 (削除)

第35条 見本の保管

意匠出願に関連してノルウェー工業所有権庁に見本が提出された場合は、同庁は、当該見本を登録満了後5年が経過するまで保管するものとする。所有者がこの満了日までに見本の返還を請求しない場合は、同庁はその見本を破棄することができる。

第 8 章 国際意匠登録

第 36 条 国際意匠登録出願

国際意匠登録出願は、国際事務局の公式の出願様式に基づいて、国際事務局に直接に又はノルウェー工業所有権庁に提出することができる。ノルウェー工業所有権庁に提出する場合は、出願及び存在する場合の添付書類は、英語によらなければならない。出願様式は、ブロック体でなければならない。更に、出願は、意匠法第 56 条第 1 段落、ヘーグ協定のジュネーヴアクト第 5 条並びに同協定の 1999 アクト及び 1960 アクトに基づく共通規則の規則 17 にも規定の要件を満たさなければならない。

第 37 条 国際意匠登録のノルウェーでの発効請求の処理

ノルウェーにおける国際意匠登録出願に対して障害がある場合は、ノルウェー工業所有権庁は、登録が国際意匠公報に公告された日後 6 月以内に意匠法第 57 条第 2 段落による拒絶（ヘーグ協定のジュネーヴアクト第 12 条(2)並びに同協定の 1999 アクト及び 1960 アクトに基づく共通規則の規則 18(1) (a) 参照）を国際事務局に通知しなければならない。

国際意匠登録所有者は、登録がノルウェーにおいて全体的に又は部分的に付与されるか否かの疑義についての新たな審査を請求することができる。障害の訂正を含む当該新たな審査の請求は、拒絶通知が出願人に送付された日後 2 月以内にノルウェー工業所有権庁に提出しなければならない。

意匠登録出願をノルウェーについて全体的に又は部分的に許可することに対する障害がないとノルウェー工業所有権庁が判断した場合は、その登録が第 1 段落にいう期限内に意匠登録簿に記入されて公告される。

国際登録に関する事件については意匠法第 49 条を準用する。

第 38 条 職権による取消

国際意匠登録が明らかな錯誤によりノルウェーに出願されている場合は、ノルウェー工業所有権庁は、意匠法第 33 条により登録を取り消すことができるが、ただし、それが第 37 条第 1 段落に規定する期限内になされることを条件とする。ノルウェー工業所有権庁は、同一期限内に当該取消を国際事務局に通知しなければならない。

第 39 条 （削除）

第9章 最終規定

第40条 他の規則の廃止

次の規則は廃止する。

1. 意匠分類に関する1970年9月15日の規則No. 9122
2. 1970年5月29日意匠法に付随する1996年12月20日の規則No. 1163
3. 1970年5月29日意匠法に付随する更なる規定に関する1996年12月23日の規則No. 1264

第41条 施行日及び経過規定

本規則は2003年5月1日から施行する。

旧規則は、第3段落及び第4段落に別段の定めがない限り、本規則の施行前に登録され又は登録出願された意匠に適用する。

第26条から第28条までの規定は、本規則の施行前にされた出願であっても2003年3月13日意匠法に基づきされた登録に適用する。

第7章の規定は、第32条第1段落を除き、本規則の施行前に登録され又は登録出願された意匠にも適用する。